

20歳になったら国民年金!

日本国内に居住している20歳から60歳までの方は国民年金の被保険者となります。20歳になれば、厚生年金保険や共済組合加入者（またはその配偶者に扶養されている人）を除き、国民年金第1号の加入手続きが必要です。

国民年金加入手続きとその流れ

1 「国民年金資格取得届」を提出してください

・20歳の誕生月の前月に日本年金機構から送られる「国民年金資格取得届」に必要事項を記入し、役場または年金事務所に提出してください。

・同時に、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を提出することもできます（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です）。

2 「年金手帳」が届きます

・保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください（厚生年金保険の加入者だった方、共済組合に加入していた方等には送られません）。

3 「国民年金保険料納付書」が届きます

・納付書で保険料を納めてください（ご自身の誕生月の前日が含まれる月の分からの保険料）。

・保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。

◆問い合わせ先

米子年金事務所

☎0859・34・6111

本庁住民生活課

☎0859・54・5210

大山支所総合窓口課

☎0859・53・3311

中山支所総合窓口課

☎0858・58・6114

鳥取県西部広域行政管理組合の入札参加資格および入札案件公表について

鳥取県西部広域行政管理組合が発注する指名競争入札に参加するには、組合を組織する市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）のいずれかで、指名競争入札に参加する資格を有することが必要です。入札参加資格をお持ちでない場合は、いずれかの市町村で手続きをしてください。

なお、組合の入札案件は、組合ホームページ（<http://www.tottori-seibukokai.jp/>）にて公表されます。

◆問い合わせ先

鳥取県西部広域行政管理組合事務局総務課

☎0859・22・7722

ミツバチを飼育されている皆さまへ

「飼育届の提出をお願いします」

養蜂振興法が一部改正され、養蜂業者の方だけでなくミツバチを趣味で飼育されている方も、毎年1月中旬に飼育状況および飼育計画を提出していただく必要があります。

*提出先及び飼育届の様式が、変更されましたので、ご注意ください。

◆届出先
〒683・0054 米子市 糀町1・160
鳥取県西部総合事務所農林局

◆届出様式 鳥取県庁畜産課 ホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/66459.htm>
届出先でも配布しています。

◆提出期限 1月31日

※問い合わせは、鳥取県西部家畜保健衛生所（電話0859・62・0140）でも受け付けます。

☎0859・31・9642 農林業振興課

とっとり・しまね 参加無料 企業ガイダンスがあります

【東京会場】

日時 1月12日（日）
13:00~16:00
場所 東京都立産業貿易センター 台東館5階「展示室」

【広島会場】

日時 1月18日（土）
13:00~16:00
場所 基町クレド11階
「NTTクレドホール」

問い合わせ先
公益財団法人ふるさと定住機構
0120-30-7238（フリーダイヤル）